

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の 主務大臣が指定する地域の一部を改正する件について（概要）

1. 趣旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積については、同項の主務省令で定める基準（以下「国基準」という。）に従い都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が条例で基準を定めるものとされている。

ただし、保育所に係る居室の床面積の特例と同様に、待機児童の解消を図るための特例措置として、法附則第 2 項において、

- ・ 保育の実施に対する需要等を考慮して主務省令で定める基準に照らして主務大臣が指定する地域にあっては、
- ・ 政令で定める日（令和 5 年（2023 年）3 月 31 日）までの間、
- ・ 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積について、国基準を標準^{（ 1 ）}として定める

ものとする特例が設けられている。

平成 31 年度に本特例の対象とする「主務大臣が指定する地域」^{（ 2 ）}について、2（ 1 ）の基準に照らして改正する必要がある。

（ 1 ）基準の分類

- ・ 「従うべき基準」：条例の内容を直接的に拘束するものであり、必ず適合しなければならない。
- ・ 「標準」：法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。
- ・ 「参酌基準」：条例の内容を直接的に拘束するものではなく、十分参照した結果として、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

- （ 2 ）保育所に係る特例の対象となる地域の改正については、平成 31 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行済み。

2. 概要

（ 1 ）対象となる地域の基準

本特例の対象となる地域の基準である「保育の実施に対する需要等を考慮して主務省令で定める基準」については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）附則第 3 条において、待機児童の解消を図るための特例措置であることを踏まえ、待機児童数、土地確保の困難性の観点から、保育所に係る特例と同一の基準を定めている。

具体的には、次の 又は のいずれかの要件に該当することとしている。

次のいずれにも該当する市区町村

- () 前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。
- () 平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏の平均額を超えていること。

次のいずれにも該当する市区町村

- () 前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。【 と同じ】
- () 平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏のうち最も地価が低い都市圏を超えていること。【 より緩和】
- () 市区町村が保育の受け皿整備のために行っている土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもおお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること。
【 にはない】

(2) 対象となる地域の指定(今般の告示改正の内容)

本特例の対象となる地域について、 の要件に照らして以下の34市区町村を定めるところとする。

埼玉県	朝霞市 志木市
千葉県	市川市 浦安市
東京都	中央区 港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 荒川区 板橋区 足立区 江戸川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 日野市 国立市 西東京市
神奈川県	藤沢市
大阪府	大阪市 豊中市 吹田市
兵庫県	西宮市

注1 記載順は全国地方公共団体コードに準拠。

注2 下線が追加地域。指定が外れた地域は、埼玉県戸田市、東京都杉並区、豊島区、北区、練馬区、葛飾区、小平市、国分寺市、狛江市。

注3 本特例を活用しているのは、大阪市のみ。

なお、 の要件により保育所に係る特例の適用を希望する都道府県は、前年7月1日までに厚生労働省に当該要件に該当する旨の申請を行うこととされ、当該申請を行った都道府県については、特段の申出をしない限り、幼保連携型認定こども園に係る特例の適用も希望するものとみなすこととしているが、昨年の申請は無かった。また、保育所に係る特例の適用は希望せず、幼保連携型認定こども園に係る特例のみの適用を希望する都道府県は、前年7月1日まで()に申請を内閣府に行うこととしているが、やはり昨年の申請は無かった。

- () 幼保連携型認定こども園に係る本特例の施行日が平成30年9月27日であることを踏まえ、平成30年度にあっては同年12月1日までとしていた。

3. 適用期日

公布の日